

キャリアアップ助成金支給申請チェックリスト

選択的適用拡大導入時処遇改善コース

※チェック項目を確認し、支給申請期間内に管轄のハローワークまで提出してください。（★印は必要な場合のみ提出）

平成 年 月 日

6か月分の賃金支払日	平成 年 月 日	支給申請期間	社会保険の適用拡大及び基本給の増額後6か月分の賃金（時間外手当を含む）を支給した日の翌日から起算して2か月以内になります
------------	----------	--------	--

※時間外手当が就業規則等により基本給とは別に翌月以降に支給している場合、時間外手当の支給実績に関係なく6か月分の時間外手当が支給される日を「6か月分の賃金支払日」とする。

申請事業所名（雇用保険適用事業所番号）	()
---------------------	--------------------------

No.	必要な場合のみ	申 請 書 類	チェック項目	事業主提出前確認欄	安定所確認欄
1		キャリアアップ助成金支給申請書 様式第7号	・裏面を確認のうえ記入してください ・記入・押印もれがないことを確認してください	☐	☐
2		7 選択的適用拡大導入時処遇改善 コース内訳 様式第7号（別添様式7）	・裏面を確認のうえ記入してください	☐	☐
3		支給要件確認申立書 （共通要領様式第1号）	・記入・押印もれがないことを確認してください	☐	☐
4	★	支払方法・受取人住所届	・本助成金の申請が初めての場合や口座等の変更があった場合に提出してください	☐	☐

【注】上記1～4の申請書類の訂正箇所には訂正印をお願いします。

No.	必要な場合のみ	添 付 書 類	チェック項目	事業主提出前確認欄	安定所確認欄
5		キャリアアップ計画書（写）	・管轄労働局長の確認を受けたものを提出してください ・確認後に「キャリアアップ計画書（変更届）様式第2号」を提出している場合は、変更届（写）も提出してください	☐	☐
6		対象労働者の週所定労働時間の延長前及び延長後の雇用契約書等	☐ 社会保険加入状況及び基本給が明確に記載されていること	☐	☐
7		対象労働者の賃金台帳	・基本給の増額前3か月分（基本給の増額の適用を受けた日の前日から3か月前の日までの賃金に係る分）及び増額後6か月分（当該適用を受けた日から6か月を経過する日までの賃金に係る分）	☐	☐
8		対象労働者の出勤簿等	・週所定労働時間の延長前3か月分及び延長後6か月分	☐	☐
9		任意特定適用事業所該当通知書		☐	☐
10	中小企業事業主である場合	中小企業事業主であることが確認できる書類	中小企業事業主であることを確認できる書類 a 企業の資本の額または出資の総額により中小企業事業主に該当 ☐ ・・・登記事項証明書等（写） b 企業全体の常時使用する労働者の数により中小企業事業主に該当 ☐ ・・・事業所確認票（様式第8号）	☐	☐
11	★	離職者の退職理由が確認できる書類	・退職届等（支給申請期間中、支給申請日までに対象労働者が退職した場合、本人の都合による離職等以外の理由で退職していないことの確認	☐	☐

※生産性要件を満たした際の助成額の適用を受ける場合

12	★	生産性要件算定シート （共通要領様式第2号）	・支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が3年前に比べ6%以上伸びていることが要件。※但し、生産性伸び率が1%以上6%未満の場合⇒14	☐	☐
13	★	生産性要件算定シートの算定の根拠となる証拠書類	・損益計算書・総勘定元帳等	☐	☐
14	★	与信取引等に関する情報提供に係る承諾書 （共通要領様式第3号）	生産性伸び率が1%以上6%未満であるが生産性要件の適用を希望する場合、与信取引のある金融機関の評価を参考に生産性要件を決定するため、金融機関に確認依頼するためのもの	☐	☐

※上記書類の他、労働局が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

安定所
担当者
確認印

（裏面へつづく）

1. 対象となる労働者（次の①から⑤までのすべてに該当する労働者が対象となること。）
 - ①支給対象事業主に雇用される有期契約労働者等であること。
 - ②所定労働時間の延長措置の該当日の前日（以下「措置該当日」という）から起算して3か月以上の期間、継続して有期労働者として雇用された者であること。
 - ③措置該当日の前日から起算して過去3か月間、社会保険の適用要件を満たしていなかった者であること。
 - ④労使合意に基づき社会保険の適用拡大の措置を実施した事業所の事業主又は取締役の3親等以内の親族（配偶者、3親等以内の血族及び姻族）以外の者であること。
 - ⑤支給申請日において離職（本人の都合による離職及び天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が困難となったこと又は本人の責めに帰すべき理由による解雇を除く。）していない者であること。
2. 対象となる事業主（次の①から⑥までのすべてに該当する事業主であること。）
 - ①労使合意に基づき社会保険の適用拡大の措置を実施した事業主であること。
 - ②①の措置該当日において、新たに社会保険の被保険者となったすべての有期契約労働者の基本給を増額した事業主であること。
 - ③全ての有期契約労働者等の基本給について、①の措置を講ずる前の基本給と比べて一定の割合（3%以上）で増額する措置を講じた事業主であること。
 - ④有期契約労働者等を措置適用後6か月以上の期間継続して雇用し、当該労働者に対して基本給の増額後6か月分の賃金を支給した事業主であること。
 - ⑤措置該当日以降の期間について、当該労働者を雇用保険及び社会保険の被保険者として適用させている事業主であること。
 - ⑥上記②実施後に、社会保険加入状況及び基本給を明確にした雇用契約書等を作成および公布している事業主であること。

※支給要件等の詳細については、「キャリアアップ助成金のご案内」（パンフレット）をご確認ください。